

(令和2年10月)

名古屋における当直に関する説明（**上席説明部分加筆版**）

【勤務時間外の令状当番関係】

1 裁判官の平日及び休日の夜間の勤務態勢（裁判官向けの話であるが、一般職員にも関係する話です。）

平日及び休日の夜間の勤務時間は、午後5時15分から翌日の午前8時45分までとなります。

この時間帯に受け付けた令状請求事件を処理します。したがって、規定上は、午前8時44分に受け付けた事件も処理していただくことになります。

なお、支部の裁判官についても、勤務時間上の特例はありません。午後5時15分より遅く開始したり、午前8時45分よりも早く終了したりするといった措置は設けておりませんので、あらかじめご了承ください。

また、休日の夜間を担当される裁判官については、日直の裁判官が勾留事務で手が離せない場合には、午後5時15分以前に受け付けた令状請求事件の処理を休日夜間の時間帯にお願いすることがあります。令状の早期処理と、勾留の早期処理の要請からくる取扱いですので、ご理解・ご協力ください。

夜間の令状当番裁判官は、全員宿泊方式となっており、宿泊する部屋は [REDACTED] にあります。鍵は [REDACTED] で保管していますので、午後5時15分以降遅滞なく、当直事務室にお越しください。部屋の使用ルールは備え付けの説明書を参照してください。

2 裁判官の休日昼間の勤務態勢（裁判官向けの話であるが、一般職員にも関係する話です。）

休日昼間の勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分までとなります。

担当していただくのは、勾留請求事件と、勤務時間内に受け付けた令状請求事件となります。勾留請求事件は、平均して1日数件から十数件程度で、多いときで1日30件近いときもあります。

午前8時45分以降に受け付けた令状請求事件も処理していただくため、必ず時間までに登庁してください。午前9時前後の時間帯には、当日の一般職員の日直員との間で、当日の勾留の進め方などについて、ミーティングを行うことが予定されています。

すので、遅れないように、よろしくお願ひします。

なお、本来、勾留延長請求事件は休日には扱いませんが、連休の中日などには例外的に処理してもらうことがあります。

休日の昼間に勤務していただく部屋は、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] という名称の執務室です。

なお、[REDACTED]を一定時間離れる必要がある場合は、当直員にお伝えいただくようお願ひいたします。

★上席説明

第1 忘れない！に関する事項

裁判官が夜間休日の当番を失念してしまうことは、残念ながらないわけではありません。その場合に宿日直の職員、令状請求に来る警察官等に多大な迷惑がかかります。当番の日を失念しないよう、ご自身で管理することはもちろんですが、各部毎に裁判官室のホワイトボードに書いたり、カレンダーに書いたりして共有するなど工夫がされておりますので、これらについても引き続きひ勵行して下さい。

3 裁判官の増直当番について（裁判官が中心ですが、一般職員にも影響あり）

休日の勾留請求が11件を超えた場合、裁判官は[REDACTED]人態勢となり、当日の事務処理状況にもよりますが、概ね、[REDACTED]を担当します。

なお、通訳事件は2件換算になります。したがって、11件であっても、その中に通訳事件が1件あれば、換算後件数は12件となり、裁判官は[REDACTED]人態勢となります。

勾留請求件数は前日の午後3時半過ぎころに確定します。翌日の請求件数が11件を超えることが分かり次第、裁判所の職員から、前日中に[REDACTED]人目として予め割り当てられている裁判官に連絡しています。[REDACTED]人目として予定されている裁判官の方から、裁判所の当直に電話でご確認していただいても差し支えありませんが、その場合は夕方ころに確認していただくとよいと思います。

なお、勾留の翌日処理が行われることにより、急遽11件超えとなり、[REDACTED]人態勢となる場合もありますので、ご了解ください。

当直直通電話
[REDACTED]

(この番号は部外秘ですので、取扱いには注意してください。)

4 職員の当直態勢（日直と宿直の双方の説明）

裁判所職員による当直は、昼間（日直）は、書記官■名、書記官以外■名の合計■名が担当します。勾留件数が11件を超えると、裁判官と同様、書記官も■名増員となります。夜間は、日直と同じ構成で合計■名です。勤務時間帯は裁判官と同じです。ただし、夜間の宿直員は、■名を2班に分け、1班が午後10時から午前2時まで、2班は午前2時から午前7時までに電話連絡があった令状請求事件を取り扱います。その余の時間帯は■名で協力して業務に従事します。

裁判官と当直員とで異なる点は、裁判官の場合は、原則として、担当時間内に受け付けた事件はたとえ担当時間が過ぎたとしても最後まで処理するのに対し、当直員は、担当時間が過ぎた時点で、事務処理を後任の当直員に引き継ぐのが原則だという点です。ただし、勾留質問に立ち会った書記官については、原則として、勾留関連の事務が終了するまでは執務を続けます。

なお、当直明けが平日の場合には、夜間の当直員は執務時間終了時に、自分の執務室に移動することになるので、令状業務を担当する書記官が不在になります。したがって、8時45分以降の令状事務処理は、刑事訟廷管理官等が対応しますので、刑事訟廷にご連絡ください。

★上席説明

第2 コミュニケーションが肝心！に関する事項

夜間・休日令状は一期一会、普段やっていない業務を、お互いあまり面識のない裁判官と職員同士が、あまりコンディションのよいとはいえない状況（周りに相談する相手が少ない、資料が少ない、夜や早朝・・・）で行うことになります。それだけに、いかにチームワークをよくするかが肝心です。

5 当直開始時の連絡（裁判官と職員の双方が対象）

裁判官は夜間や休日の令状当番が始まる際に当直事務室に顔を出していただき、鍵を受領される際には、是非、当直員とお互いに自己紹介をしてください。

また、休日昼間については、当日の勾留処理を円滑に行うため、日直の開始時である8時45分以降、裁判官と当直員の間でミーティング（当直正當番の裁判官がイニ

シアチブをとっていただく)を行うようお願いをしています。このミーティングでは、勾留事務の進め方などの話合いやスケジュール確認をしていただきますが、ミーティングの成否がその日1日、円滑に当直事務を遂行するための大きな鍵となりますので、是非、励行してください。ミーティングの持ち方等についてご不明の点があれば、事前に令状シニア裁判官(刑事1部細野裁判官)又は令状担当部総括(刑事1部山田部長)までお問い合わせ下さい。

一方、夜間の令状当番の場合は、令状請求があった際の、当直員から裁判官への連絡のタイミングを、警察から予告の電話があった時が良いか、実際に請求書が裁判所に提出された時が良いか、裁判官への決裁の準備が整った時点で良いかなどということを打ち合わせておいていただくと良いと思います。

なお、名古屋地裁では、令状事件処理の間、請求書を持参した警察官を警察署に帰すような運用はしておりません。令状事件処理に当たり、裁判官において確認等が必要なことがあれば、警察官に直接質問等ができますので、当直員に指示してください。

6 裁判官の当番表の配布(裁判官向けの説明)

夜間及び休日昼間の令状当番表の配付は、概ね、4月から5月までの分については2月初旬ころを目途に、6月から8月までの分については4月末ころを目途に、9月から11月までの分については5月末ころを目途に、12月から翌年3月までの分については8月末を目途に行います。

このようにある程度早期に当番表を配布しているのは、本庁以外の支部等に勤務する裁判官も本庁の当直に組み込んでおり、そのため、期日の調整などを円滑に行うことができるようになります。半面、早期に割付作業を行うことから、その後に事情変更が生ずる可能性が高くなり、令状当番の交代を余儀なくされる場合が多くなります。交代の理由が、自己都合による場合は当然ですが、そうではなく、公務により交代が必要となった場合であっても、当該担当裁判官自身が交代可能裁判官を探し、その方と交渉していただきます。その点、ご理解ご協力をお願いします。

なお、年度途中の異動については、原則として転出者の担当予定日を後任者が担当することになりますが、後任者の転入から1か月間は後任者の負担を考慮し、このルールは適用されません。

★上席説明

第3 知識・経験は常にアップデート！に関する事項

勾留や令状に関する扱いは短い期間で大きく変化しています。法律も同様です（たとえば、覚せい剤取締法はこの4月から「覚醒剤取締法」になりました。）ベテランの方ほどご留意下さい。

7 勾留請求事件処理について（裁判官及び一般職員向けに具体的運用を紹介）

(1) 名古屋地裁の勾留質問では、被疑者が

その場合には、室内で ので、
多少時間がかかりますが、ご了承ください。なお、
必ずしも統一された運用とは
なっていないようです。

(2) 勾留状、勾留質問調書、接見等禁止決定書については、個々の勾留質問終了直後に勾留質問室内で裁判官が押印し、書記官が各書面の押印・契印・訂正印の有無、勾留状の勾留理由の記載及び修正の有無を指差し確認しますので、裁判官も一緒に確認してください。その後、そのまま勾留質問室内で、記録一式、勾留状、勾留質問調書等を警察職員に交付し、被疑者に接見等禁止決定副本を交付送達する取扱いとしています。勾留質問室へは印鑑と訂正用に職印をご持参ください。

また、書記官は、各書面の裁判官等の押印・契印・訂正印の有無、勾留状の勾留理由の記載及び修正の有無を裁判官と共に指差し確認してください。勾留質問室に持ち込んだ勾留状写しにも同様の修正を忘れないようにしてください。勾留質問室へは、私印のほか、接見等禁止決定副本の副本認証用に、必ず職印をご持参ください。

(3) 勾留処理の円滑化のため、本年4月から、午後3時15分の時点で県警護送係等に対し、その時点での勾留事件処理状況等について確認を行い、その情報を裁判官に提供した上で、勾留請求が

(4) 勾留請求却下や勾留延長請求却下など身柄を釈放する裁判に対して、検察官から準抗告と同時に執行停止の申立てがあった場合には、勾留請求事件等を担当した裁判官において、執行停止の申立てを速やかに処理していただく必要があります。

については、休日に勾留請求却下や勾留延長請求却下の裁判をした場合には、裁判官において執行停止の申立てがないことを当直員を通じて検察庁に確認した上で退庁するなど、被疑者の身柄に関する処理が適正に行われるよう配慮してください。

なお、簡裁辞令を持つ地裁裁判官が夜間当番のときは、その裁判官に簡裁裁判官が行った勾留請求却下等の裁判に対する執行停止申立の処理を依頼することも可能です。

(5) 名古屋地裁では、

)
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 本件に

については、弁護士会との間で申合せがありますので、具体的な運用については、それを参照してください。

8 令状事件処理について（裁判官及び一般職向け）

(1) 名古屋では、逮捕状（通逮、緊逮）は、逮捕状請求書を引用して作成しており、裁判官が逮捕状と請求書の全ページの間に契印を押印しています。請求書の訂正印は、請求者の印鑑を押印する扱いです。

(2) 当直員の行う令状の点検事務については、当直員が令状点検をする際の範囲を明確化することで点検の迅速化を図ることなどを目的として、当直員による令状点検業務の範囲を次のとおりとしています。

被疑者の人定事項については、当直員は、戸籍謄本や住民票など身柄関係書類が複数ある場合には、そのうちの一つとだけ照合して点検すれば足り、照合した書類を裁判官に報告することとなっています。

逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」の点検については、当直員は統括捜査報告書とだけしか点検していません。

以上のように、当直員が確認している書類は限られていますので、裁判官はそのことをよく認識した上で、令状処理に当たってください。

また、一般職の方は、上記の書類による点検以上の点検をしてはいけません。上記の点検が終了したら、速やかに裁判官に一件記録と令状草稿の起案を上げ、裁判官が十分検討する時間を確保するようにしてください。

★上席説明

第4 内容確認は裁判官の責任！に関する事項

宿日直職員の点検は上記の程度にとどめているので、裁判官はそれを踏まえて内容確認を行っていただきたいと思います。

.....

【一般執務に関するもの】

1 退庁時間

名古屋高地裁合同庁舎では、宿直員が [REDACTED] ことから、[REDACTED] までには退庁するルールですが、準抗告の事件処理に関しては、その例外となります。仮に準抗告で [REDACTED] 以降となる場合には、予め当直員にその旨と終了予定時刻を連絡してください。

【刑事部裁判官に関するもの】

1 勤務時間外の被疑者国選弁護人選任決定の処理について（刑事部裁判官に対するお願いと当直員に対するお知らせの要素も含みます。）

(1) 勤務時間外に地裁の被疑者国選弁護人選任請求事件の選任決定を処理するにあたって、その日の令状当番が簡裁裁判官のため処理できないときは、事務分配規程上、本庁の準抗告当番部の裁判官が取り扱うこととされていますが、本庁の準抗告当番部の裁判官が在庁しておらず、地裁刑事部所属の他の裁判官が在庁している場合は、その裁判官が地裁の被疑者国選弁護人選任請求事件の選任決定を処理しています。ほかの用件で登庁したにもかかわらず、休日の日中に当直員からお願いされることがありますので、ご協力ください。

(2) 勤務時間外に簡裁の被疑者国選弁護人選任請求事件の選任決定を処理するにあたって、その日の令状当番が簡裁辞令のない裁判官のため処理できないときは、事務分配規程上、所長が指名する簡裁裁判官が取り扱うこととされていますが、簡裁辞令を有する地裁刑事部所属の裁判官が在庁している場合は、その裁判官が簡裁の被疑者国選弁護人選任請求事件の選任決定を処理しています。このケースの場合についてもご協力ください。

【勾留質問における新型コロナ対応】

検察庁及び県警護送係から、被疑者が新型コロナ感染疑いありとの情報が入った

場合は、警察や検察庁の感染防止策なども参考に、勾留質問を [] で行う運用となっています。詳しくは、当直室備え付けの「新型コロナ感染被疑者に対する勾留質問手順」をご覧ください。

★上席説明

第5 困ったときは・・・に関する事項

裁判官は遠慮なく周囲に相談して下さい。庁内に刑事部の部総括、右陪席級がいれば直接相談して頂いて結構です。もし誰もいない場合は、刑事6部田邊までお電話下さい。電話番号は日中及び夜間の執務室の机上にあります。別紙のレジュメを宿日直の前に見返しておいて下さい。他の令状担当裁判官にも配布しています。